南あわじ市人事行政の運営等の状況の公表について

令和6年度における本市の人事行政の運営等の状況について、南あわじ市人事行政の運営等の 状況の公表に関する条例(平成18年南あわじ市条例第6号)第6条の規定に基づき、職員の任 用、職員数、給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務等についての概要を公表します。

令和7年9月25日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(令和6年4月2日~令和7年4月1日)

| 区 | 分 | 採用者数 | 備 | 考 |
|----|-----|------|--------------|---|
| 一般 | 行政職 | 19人 | 事務職17人、保育士2人 | |
| 医 | 師 職 | 0人 | | |
| 看 | 護職 | 0人 | | |
| 技能 | 労務職 | 0人 | | |
| 合 | 計 | 19人 | | |

(注) 採用者数は、競争試験により採用した職員数です。

(2) 職員の職種別事由別退職状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

| 区 | 分 | 定年退職 | 早期希望退職 | 普通退職等 | 計 |
|-----|-----|------|--------|-------|-----|
| 一般行 | 政 職 | 4人 | 2人 | 7人 | 13人 |
| 医 師 | 職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 看 護 | 職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 技能労 | 務職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 合 | 計 | 4人 | 2人 | 7人 | 13人 |

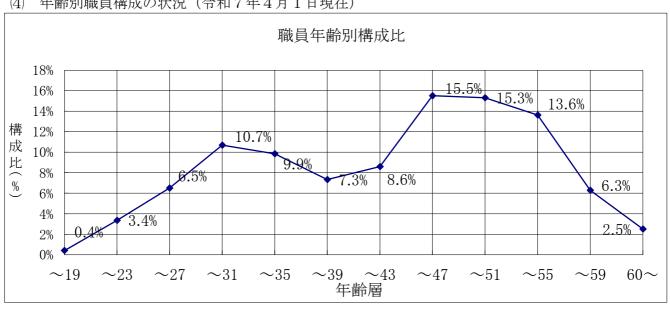
- (注) 1 定年退職とは、医師は70歳、その他の職員は61歳に達した日以後の最初の3月31日に退職することです。 なお、医師は73歳まで定年延長することができます。
 - 2 早期希望退職とは、以下の要件に該当する職員で、早期希望退職の募集に応じ、定年前に退職することの 認定を受けて退職することです。
 - ・退職日において勤続期間が15年以上で令和7年3月31日において年齢が45歳以上かつ勤続年数20年以上となる職員
 - 3 普通退職等とは、定年退職、早期希望退職以外の事由により退職することです。 (死亡退職を含む。)

(3) 職員数の状況(各年度の4月1日現在)

| 部 | 門 | | 職員 | 数 | 対前年増加数 | 主な増減理由 |
|---------|------|----|-------|-------|---------------|--------------|
| 口 | 11 | | 令和7年度 | 令和6年度 | 刈削牛增加剱 | 主体增微连由 |
| | 議 | 会 | 5人 | 6人 | △ 1 | |
| | 総 | 務 | 126人 | 124人 | 2 | 市有施設利活用部門の設置 |
| 福祉関係を | 税 | 務 | 17人 | 15人 | 2 | 正規職員配置 |
| 除く | 農林 | 水産 | 40人 | 39人 | 1 | |
| 一般行政 | 商 | エ | 14人 | 15人 | △ 1 | 観光関連の職員派遣終了 |
| | 土 | 木 | 29人 | 29人 | 0 | |
| | 小 | 計 | 231人 | 228人 | 3 | |
| | 民 | 生 | 92人 | 84人 | 8 | 正規保育士増員 |
| 福祉関係 | 衛 | 生 | 31人 | 32人 | △ 1 | |
| | 小 | 計 | 123人 | 116人 | 7 | |
| 一般和 | 行政部門 | | 354人 | 344人 | 10 | |
| 特別行政 | 教 | 育 | 74人 | 78人 | \triangle 4 | 施設職員の減 |
| 777711以 | 消 | 防 | 1人 | 0人 | 1 | 消防関連派遣職員の増 |
| 特別征 | 行政部門 | | 75人 | 78人 | △ 3 | |
| | 病 | 院 | 5人 | 5人 | 0 | |
| 公営企業 | 水 | 道 | 10人 | 10人 | 0 | |
| ム百正未 | 下水 | 道 | 11人 | 12人 | △ 1 | |
| | その | 他 | 22人 | 23人 | △ 1 | |
| 公営企業 | 等会計部 | 祁門 | 48人 | 50人 | △ 2 | |
| 合 | 計 | | 477人 | 472人 | 5 | |

⁽注)職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員、再任用職員 (短時間勤務除く) を含んでいます。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



| | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳以上 | |
|--------|-------|------|-----|-------|------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 区分 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | | 計 |
| | | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | | |
| 職員数(人) | 2 | 16 | 31 | 51 | 47 | 35 | 41 | 74 | 73 | 65 | 30 | 12 | 477 |
| 構成比(%) | 0.4 | 3. 4 | 6.5 | 10. 7 | 9. 9 | 7. 3 | 8. 6 | 15. 5 | 15. 3 | 13.6 | 6. 3 | 2. 5 | 100.0 |

参考:令和6年4月1日の職員数及び構成比

| | 20歳未満 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳以上 | |
|---------|-------|------|------|------|-----|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|
| 区分 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | | 計 |
| | | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | | |
| 職員数(人) | 4 | 17 | 24 | 51 | 39 | 38 | 46 | 81 | 78 | 54 | 27 | 13 | 472 |
| 構成比 (%) | 0.8 | 3. 6 | 5. 1 | 10.8 | 8.3 | 8. 1 | 9. 7 | 17.2 | 16. 5 | 11.4 | 5. 7 | 2.8 | 100.0 |

2 職員の人事評価の状況(令和7年4月1日現在)

平成26年5月14日に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から法律に基づいて 人事評価が行われています。

- (1) 令和6年度においては、基準日を令和7年2月1日として職務遂行時の基本的な態度・行動、事業進捗過程での取組みや業績、他者との協働状況等についての評価を原則全職員に対して実施しています。
- (2) 評価において、職員の成績を「特に優秀」「優秀」「良好」「良好でない」「劣る」の 5 段階に区分します。
- (3) 評価の結果は、昇給、昇格、勤勉手当に反映するほか、人事管理や人材育成にも反映させることとします。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人 | ΛΠ | 歳出額 | 実質収支 | 人件費 | 人件費率 |
|------------|-------------|---------|--------------|----------|-------------|-------|
| 运 为 | (各年度末の3月31日 | 3現在) | (A) | 天貝収入 | (B) | (B/A) |
| 令和6年度 | 令和7年3月31日 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 740年度 | | 43, 388 | 31, 560, 976 | 684, 655 | 5, 332, 762 | 16. 9 |
| 令和5年度 | 令和6年3月31日 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 7413千度 | | 44, 162 | 31, 566, 284 | 437, 887 | 4, 987, 960 | 15.8 |
| 比較 | | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % |
| 儿牧 | | △ 774 | △ 5,308 | 246, 768 | 344, 802 | 1. 1 |

(注)人件費は、令和6年度の普通会計決算額で、一般職及び特別職の職員に対する給与のほか、健康保険及び 退職手当等の負担金並びに非常勤特別職の報酬を含んでいます。

【用語解説】

普通会計:各地方公共団体によって一般会計や特別会計の範囲が異なることから、これを調整して 統一的な基準で統計をとるために用いられる概念的な会計区分で、公営事業会計以外の すべてが含まれます。本市においては一般会計に、産業廃棄物最終処分事業特別会計を 加えたものです。

一般会計:市の行政運営の基本的な経費を網羅して計上している会計。単一会計主義といわれるように、本来あらゆる歳入、歳出を単一の会計で処理することを原則としているが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けています。

特別会計:一般会計に対する会計で、上記のように、特定の歳入歳出を一般の歳出歳入と区別して別箇に 処理するための会計。国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計のように法律で その設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものとがあります。

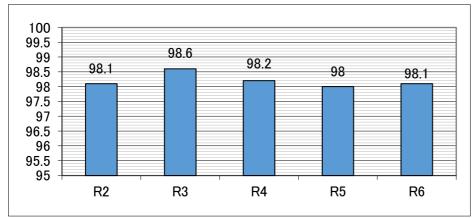
(2) 職員給与費の状況

(各年度の普通会計予算)

| 区分 | 職員数 | | 給 | 夢 | | 一人当たり給与費 |
|---------|-----|-------------|----------|----------|-------------|----------|
| 区 刀 | (A) | 給料 | 期末・勤勉手当 | その他の手当等 | 計 (B) | (B/A) |
| 令和7年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 7747 千段 | 443 | 1, 759, 696 | 752, 154 | 348, 088 | 2, 859, 938 | 6, 456 |
| 令和6年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 7740千度 | 438 | 1, 702, 218 | 689, 507 | 239, 270 | 2, 630, 995 | 6, 007 |
| 比較 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 比較 | 5 | 57, 478 | 62, 647 | 108, 818 | 228, 943 | 449 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 - 2 給与費は令和6年度及び令和7年度の当初予算にそれぞれ計上された額です。
 - 3 職員数の中には、特別職(市長、副市長、教育長)は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年度の4月1日現在)



| | 類似団体平均 |
|-----|--------|
| R 6 | 97. 1 |
| K O | 全国市平均 |
| | 98.6 |

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 98.1 (令和6年4月1日現在)

- (注) 令和6年4月1日現在における本市の支給率と国基準の支給率により算出したもの ※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家 公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正した ラスパイレス指数のことです。(国、南あわじ市ともに地域手当の支給なし。)
- (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|--------|-----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 42歳2ヶ月 | 333, 708円 | 397, 143円 | 376, 103円 |
| 国 | _ | _ | _ | _ |

② 医師職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|------|--------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | * | * | * | * |
| 国 | _ | _ | _ | _ |

③ 看護職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|-------|--------|-----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 54歳5ヵ月 | 385, 400円 | 419, 200円 | 412,556円 |
| 玉 | _ | _ | _ | _ |

④ 技能労務職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (B) |
|----------|---------|-----------|---------------|---------------|
| 南あわじ市 | 54歳10ヶ月 | 320, 273円 | 361, 379円 | 353,003円 |
| うち清掃職員 | 48歳9ヶ月 | 337, 567円 | 382, 809円 | 377, 576円 |
| うち学校給食員 | 62歳4ヶ月 | 253, 167円 | 285, 272円 | 277, 507円 |
| うち用務員 | * | * | * | * |
| うち自動車運転手 | 56歳9ヶ月 | 338, 120円 | 380, 573円 | 366, 385円 |
| 国 | _ | _ | _ | _ |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 - 2 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額(B)」は、国が公表する国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、 特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国ベースで再計算したものです。

3 対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均年齢等を「アスタリスク(*)」としています。

(5) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日)

| 区分 | | 南あわじ市 | 国 | |
|-----------|------|-----------|-----------|--|
| 6几~二十人 取か | 大学卒 | 220,000円 | 220,000円 | |
| 一般行政職 | 高校卒 | 188,000円 | 188,000円 | |
| 医師職 | 大学卒 | 291, 400円 | 291, 400円 | |
| 看護職 | 大学卒 | 253, 100円 | 253, 100円 | |
| 1 受収 | 短大3卒 | 249, 400円 | 249, 400円 | |
| 技能労務職 | 高校卒 | 192,500円 | 192,500円 | |

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日)

| | | 経験年数別平均給料月額 | | | | | | | |
|---------|-----|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|--|--|
| 区分 | | 10年以上 | 15年以上 | 20年以上 | 25年以上 | 30年以上 | 25年171上 | | |
| | | 15年未満 | 20年未満 | 25年未満 | 30年未満 | 35年未満 | 35年以上 | | |
| 南あわじ市 | 大学卒 | 291,027円 | 330,715円 | 365, 948円 | 391,887円 | 404,862円 | 412,967円 | | |
| (一般行政職) | 高校卒 | 267, 350円 | 293, 520円 | 332,411円 | 379, 562円 | 388,662円 | 398, 025円 | | |
| 国 | 大学卒 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | | |
| (行政職) | 高校卒 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | | |

(7) 一般行政職の等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況(令和7年4月1日)

| (1) | 口域域の分別及び横門上の採門し | +> 1 | M 57.7. | > // CD | / |
|-----|---|------|---------|--|----------------------|
| 等級 | 等級別基準職務表に規定する | 合 | ·計 | 内 訳 | 職制上の段階 |
| 子似 | 基準となる職務 | (人) | (%) | 職名 | 相似川川ユニックも文中日 |
| 1 級 | 定型的な業務を行う職務 | 42 | 9. 2% | 事務員 保健師・栄養士 保育士 教諭・保育教諭 | 事務員級 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う職務 | 47 | 10.3% | 主事 保健師・栄養士 保育士 教諭・保育教諭 | 主事級 |
| 3 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う職務 | 88 | 19. 2% | 主査 主査保健師・主査栄養士 主査保育士 主査教諭・主査保育教諭 | 主査級 |
| 4 級 | (1) 係長の職務 (2) 参事の職務 (3) 主任の職務 | 160 | 35. 0% | 係長 参事 主任 主任保健師・主任栄養士 主任保育士 主任教諭・主任保育教諭 | 係長・参事・主任級 |
| 5級 | (1) 課長の職務 (2) 所長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 副課長の職務 (5) 高度の知識及び経験を必要とする係長の職務 (6) 高度の知識及び経験を必要とする主任の職務 | 63 | 13.8% | 課長 主幹・所長・館長・園長 副課長・室長 係長 主任保健師・主任栄養士 主任 | 課長・主幹・副課長・ 係長・主任級 |
| 6 級 | (1) 副部長の職務 (2) 高度の知識及び経験を必要とす る課長の職務 | 48 | 10. 5% | 事務局長 教育次長補 | 副部長・課長級 |
| 7級 | 部長の職務 | 9 | 2.0% | 部長 教育次長 事務局長 | 部長級 |
| | 合計 | 457 | 100% | | |

⁽注) 職員数は、南あわじ市の給与条例に基づく行政職給料表の級別区分による職員数です。

(8) 昇給期間短縮の状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

| 区分 | 全職種 |
|-----------------------|---------------------|
| 職員数(A) | 令和6年4月1日現在全職員数 472人 |
| 普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B) | 0人 |
| 比率(B/A) | |

(9) 期末手当·勤勉手当(令和6年度)

| 区分 | | 南あれ | っじ市 | 玉 | |
|------------|------|------------|---------|---------|---------|
| | | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| | 6月期 | 1. 225ヶ月 | 1.025ヶ月 | 1.225ヶ月 | 1.025ヶ月 |
| 支給割合 | 12月期 | 1.275ヶ月 | 1.075ヶ月 | 1.275ヶ月 | 1.075ヶ月 |
| | 合計 | 2.50ヶ月 | 2.10ヶ月 | 2.50ヶ月 | 2.10ヶ月 |
| 1人あたり平均支給額 | | 1,580,157円 | | | |

⁽注)上記の平均支給額は、全会計の期末・勤勉手当決算額を支給対象者467名で除した額です。

(10) 退職手当(令和7年3月31日現在)

| | 区分 | | わじ市 | 玉 | |
|----------|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| | | | 定年退職等 | 自己都合 | 定年退職等 |
| | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24. 586875月分 | 19.6695月分 | 24. 586875月分 |
| | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 支給 割合 | 勤続30年 | 34.7355月分 | 40.80375月分 | 34.7355月分 | 40.80375月分 |
| | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| | 最高限度 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| 1人あたり |) 平均支給額 | 10,339千円 | 19,397千円 | | |

⁽注)上記は令和2年4月1日より適用の支給割合です。平均支給額は、令和6年度に退職した職員の額です。

(11) 地域手当(令和6年度)

| 支給実績 | | 2,050,164円 | | |
|------------|------|------------|-----------|----|
| 支給職員1人 | | 512,541円 | | |
| 支給対象職員数 | 支給率 | (勤務地 | が南あわじ市) | |
| 义 和 | 市の基準 | ļ | 県の基準 国の基準 | |
| 4人 | 0% | | 4.4% | 0% |

⁽注)派遣先の勤務地に応じて12~20%を支給しています。

(12) 特殊勤務手当(令和6年度)

| 支給 実績 (令雨 | 口 6 年 度 🧎 | | 7,504 千円 | |
|-----------------------|--------------|---|-------------|---|
| うち医師手 | 4 | | | 3,857 千円 |
| うち医師手 | 当を除く | 手 当 | | 3,648 千円 |
| 支給職員1人当た | : りの平均 | 支給年額 | (医師手当以外の手当) | 29,900 円 |
| 職員全体に占める | 手 当 支 給 職 | 践員の割合 | | 25. 5 % |
| 手 当 の 種 類 | (手 | 当 数) | | 13 手当 |
| 手当の名称 | 主な支給 対象職員 | 主な | 支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 感染症防疫作業従事手当 | 業務従事職員 | 感染症防疫に従 | 事する業務 | 日額 1,000円 |
| じんあい作業従事手当 | 業務従事職員 | じんあい作業に | 従事する手当 | 月額 8,000円 |
| 行旅死亡人等取扱作業従事手当 作業従事職員 | | 行旅病人及び死亡人の看護、移送又は 埋葬の業務 | | 行旅病人 1回 2,000円 行旅死亡人 1回 10,000円 |
| 保育士従事手当 | 保育士 | 保育士業務 | | 月額 3,000円 |
| 保健師業務従事手当 | 保健師 | 保健師業務 | | 月額 3,000円 |
| 栄養士業務従事手当 | 栄養士 | 栄養士業務 | | 月額 3,000円 |
| 危険又は困難業務従事手当 | 業務従事職員 | 市長が性質、環 難とみなす業務 | 境等が特に危険又は困 | 日額 1,000円 |
| 幼稚園教諭従事手当 | 幼稚園教諭 | 幼稚園業務 | | 月額 3,000円 |
| 介護員業務従事手当 | 業務従事職員 | 介護業務 | | 月額 4,000円 |
| 社会福祉業務従事手当生活保護担当職員 | | 生活保護法の規定により、要保護者等 を訪問して行う指導、相談及び調査業 務 | | 月額 3,000円 |
| 火葬場業務従事手当 | 火葬場勤務職員 | 火葬に携わる業 | 務 | 月額 40,000円 |
| し尿処理業務従事手当 | 業務従事職員 | し尿処理業務 | | 月額 8,000円 |
| 診療所業務従事手当 | 医師 | のに支給 | 歯科医師に従事したも | 医師手当については月額45万円の範囲内、研修手当については月額31万円の範囲内 |

⁽注)上記の平均支給年額は、全会計の特殊勤務手当決算額を支給対象者122人(医師除く)で除した額です。

(13) 時間外勤務手当(令和6年度)

| 総支給額(令和5年度決算額) | 112,517千円 |
|------------------------|-----------|
| 職員1人あたりの平均支給年額(支給対象者人) | 290, 740円 |

⁽注)上記の平均支給年額は、全会計の時間外勤務手当決算額を、管理職等を除く職員数387人で除した額です。

(14) その他の手当(令和6年度)

| (14) | [[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [| | | | I |
|-------------|--|--------|--|------------------------|---------------------------------------|
| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国のと異の日 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和6年度 決算額) | 支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算額) |
| 扶養手当 | 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 ※満16歳になる年度初めから 満22歳になった年度末までの 子1人につき5,000円加算 | 同 | | 43, 323千円 | 251,880円 (対象者172人) |
| 住居手当 | 借家居住者 ・家賃27,000円以下 家賃- 16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円 ・家賃27,000円圏 11,000円 + (家賃-27,000円) ×1/2 (28,000円限度) 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 | 同 | | 20, 279千円 | 270, 385円 (対象者75人) |
| 初任給調整 手当 | 医師職給料表の適用を受ける職員 として新たに採用されたもの 月額41万4,800円以内(35年) | 同 | | 4,998千円 | 4, 998, 200円 (対象者1人) |
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃相当額(その交通機関の 最長の定期券(6ヵ月)の額を の方に期券(6ヵ月)の額を の方に期券(6ヵ月)の額を の方に期券(6ヵ月)の額を 利額1,000円) 自動車等使用者 1km未満 月額1,500円 2km以上2km未満 月額3,000円 3km以上4km未満 月額3,600円 4km以上5km未満 月額4,200円 5km以上6km未満 月額5,400円 7km以上8km未満 月額6,000円 7km以上10km未満 月額7,200円 7km以上11km未満 月額7,200円 10km以上11km未満 月額7,200円 10km以上11km未満 月額8,400円 10km以上15km未満 月額9,000円 10km以上15km未満 月額10,000円 12km以上15km未満 月額10,000円 12km以上15km未満 月額12,900円 15km以上20km未満 月額12,900円 15km以上40km未満 月額12,900円 17km以上40km未満 月額12,900円 17km以上50km未満 月額12,900円 17km以上50km未満 月額12,900円 17km以上50km未満 月額12,900円 17km以上50km未満 月額21,600円 17km以上40km未満 月額21,600円 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 17km以上40km 1 | 同 異 | 自動車等使用 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,000円 5km以上10km未満 月額 4,200円 10km以上15km未満 月額 7,100円 15km以上20km未満 月額 10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 月額15,800円 30km以上35km未満 月額21,600円 月額24,400円 月額24,400円 月額26,200円 月額28,000円 月額28,000円 月額29,800円 50km以上55km未満 月額29,800円 月有31,600円 | 35, 323千円 | 77, 976円 (対象者453人) |

| 単身赴任手 | 勤務箇所を異にする異動等を伴い、配偶者と別居し単身で生活をすることになった職員に対して支給 月額30,000円 | 同 | 360千円 | 360,000円 (対象者1人) |
|------------|---|---|-----------|-----------------------|
| 宿日直手 | 宿直勤務または日直勤務を行った 職員に支給 1回につき5,000円の範囲内(5時間未満2,500円) | ı | 285千円 | 8, 382円 (対象者34人) |
| 管理職手 | 医師100,000円、部長70,000円 会計管理者、副部長63,000円 4 課長55,000円 保育所長、幼稚園長 40,000円 主幹38,000円 | _ | 46, 164千円 | 659, 486円 (対象者70人) |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき8,000円を超えない額週休日等以外の午前0時から午前5時までの時間に勤務した場合 勤務1回につき4,000円を超えない額 | _ | 1,777千円 | 19, 315円 (対象者92人) |

⁽注) 上記の平均支給年額は、全会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額です。

(15) 特別職の報酬等の状況(令和6年度)

| | 区 | 分 | | 月 額 | 等 | |
|------|-------|---|---|-------------|----------------|-----------------------|
| | | | | | | (参考) 類似団体における最高/最低額 |
| 給 | 市 | 7 | 長 | | 850,000 円 | 926, 000円 / 528, 000円 |
| 料 | 副 市 長 | | 長 | | 680,000 円 | 775,000円 / 481,000円 |
| 土口 | 議 | | 長 | | 450,000 円 | 505,000円 / 328,000円 |
| 報酬 | 副 | 議 | 長 | | 378,000 円 | 450,000円 / 285,000円 |
| E/11 | 議 | | 員 | | 346,500 円 | 420,000円 / 270,000円 |
| | 市 | | 長 | (今和6 | 年度支給割合) | 4.60月分 |
| 期 | 副 | 市 | 長 | () 47 (1) | 十尺 | 4.00万万 |
| 期末手当 | 議 | | 長 | | | |
| 当 | 副 | 議 | 長 | (令和6 | 年度支給割合) | 4.60月分 |
| | 議 | | 員 | | | |
| 退 | | | | (算定方式) | | (支給時期) |
| 退職手 | 市 | | 長 | 給料月額×48月 | \times 0. 40 | 任期終了後 |
| 当 | 副 | 市 | 長 | 給料月額×48月 | × 0. 24 | 任期終了後 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(令和6年4月1日現在)

| 正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|-----------|------|-------|---------------|
| 1日7時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00~13:00 |
| 1週38時間45分 | 0.30 | 17.10 | 12.00, -13.00 |

(2) 主な休暇の種類(令和6年4月1日現在)

| 休暇の種類 | 内容、付与要件等 | 期間等 |
|-----------------|---|--|
| 年次休暇 | 職員が請求した時に付与される休暇 最大(繰越日を含め)1年につき40日間 | 1暦年につき20日以内 |
| 病気休暇 | 公務上(通勤含む)の負傷若しくは疾病の場合 その他の負傷若しくは疾病の場合 | 必要と認められる期間 90日の範囲内で必要と認められる期間 |
| 特別休暇 | 特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる休暇 ※ 主な特別休暇は次のとおり | それぞれの休暇に応じた 日数・時間 |
| 行使に係る休暇 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合でやむを 得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| | 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場 合 | 必要と認められる期間 |
| | 骨髄液提供のため検査、入院する場合 | 必要と認められる期間 |
| | 自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 | 1 暦年 5 日以内 |
| | 結婚に伴う行事等のため必要と認められる期間 | 5日以内 |
| | 不妊治療に係る通院等する場合 | 1暦年10日以内 |
| | 出産予定日前8週間目に当たる日(多胎妊娠は14週間)から出産日当日まで | 出産日までの請求期間 |
| | 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで | 8週間 |
| | 生後1年未満の子を養育するため | 1日につき2回、各60分以内の時間 |
| | 配偶者の出産に伴い出産の付き添い等補助する場合 | 2日以内 |
| | 配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学前までの子を養育する場合 | 5日以内 |
| 生 理 休 暇 | 勤務することが著しく困難なとき | 請求期間 |
| 妊 産 婦 健 診 等 休 暇 | 妊産婦である女性職員が母子保健法に規定する保健指導また は健康診査を受ける場合 | 妊娠満23週 4週間に1回 妊娠満24週~満35週 2週間に1回 妊娠満36週~出産 1週間に1回 産後1年まで 1回 |
| 妊 産 疾 病 休 暇 | 妊娠中及び出産後の職員が保健指導等に基づく指導事項を守 るために申し出た場合 | 必要があると認められる期間 |
| 通勤緩和休暇 | 職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児 の健康保持に影響があると認められるとき | 勤務時間の始め又は終わりにつ き、1日1時間を超えない範囲内 で必要と認められる期間 |
| 家族の看護休暇 | 負傷、疾病等により家族の看護等をする場合 | 1 歴年10日以内 |
| 短 期 介 護 休 暇 | 要介護者の世話を行うため勤務しないことが相当であると認 められる場合 | 1 歴年 5 日(要介護者が 2 人 以上の場合は10日)以内 |
| 忌 引 休 暇 | 職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務 しないことが相当と認められるとき | 親族の区分により1日から 10日までの期間 |
| | 父母の追悼をする場合(父母の死亡後15年以内) | 1日 |
| 夏 季 休 暇 | 7月から9月までの期間において5日の範囲内 | 5日以内 |
| リフレッシュ休暇 | 勤続年数20年及び30年に達した日以後1年経過日までの期間 | 連続する3日以内 |
| 住 居 滅 失 等 | 地震、水害などの災害で被災し、現住居が滅失又は損壊した場合 | 必要と認められる期間 |
| 交 通 遮 断 | 災害や交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 | 必要と認められる期間 |
| 危 険 回 避 | 災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合 | 必要と認められる期間 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護を 必要とする場合に認められる無給の休暇 | 3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内 |
| 介護時間 | 要介護者の介護をするため、当該介護を必要とする連続する 3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しな いことが認められる場合の無休の休暇 | 1日2時間を超えない範囲内 |
| 組合休暇 | 職員団体の業務に従事する場合に認められる無給の休暇 | 1暦年につき30日以内 |

(3) 年次休暇の取得状況(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

| 対象人数 (A) | 総付与日数 (B) | 総取得日数 (C) | 取得率 (C/B×100) | 1人あたり 平均取得日数 (C/A) |
|-------------|--------------|--------------|------------------|--------------------------|
| 408 | 15, 972 | 4,627 | 29. 0 | 11.3 |

⁽注)対象人数は、対象期間の全期間在職した者(調査対象期間の中途で採用された者及び退職した者は含まない。)と 対象期間中に育児休業、休職、派遣の期間がある職員を除いています。

5 職員の休業の状況

(1) 職員の休業制度の概要(令和7年4月1日現在)

| 区 分 | 内 |
|---------|---|
| 育 児 休 業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が3歳に達する日までその 子を養育するために休業できる制度 |
| 部分休業 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が小学校就学の始期まで、 その子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範 囲内で休業できる制度 |
| 育児短時間勤務 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が小学校就学の始期まで、その子を養育するため、希望する日及び時間帯において、1週間当たりの勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となるように勤務することができる制度 |
| 自己啓発等休業 | 大学等課程の履修又は国際貢献活動をすることが、職員の公務に関する能力の向上に 資すると認められる場合、これらをするため、3年を超えない範囲内で休業すること ができる制度 |
| 配偶者同行休業 | 6月以上にわたって配偶者の外国での勤務が継続することが見込まれる場合、配偶者 に同行するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度 |

⁽注) これらの休業等は、休業中又は休業している時間は無給になります。

(2) 職員の休業等の取得状況 (令和6年度)

| 区分 | 取得者数 | うち新規取得者 |
|---------|------|---------|
| 育児休業 | 13人 | 12人 |
| 部分休業 | 4人 | 4人 |
| 育児短時間勤務 | 0人 | 0人 |
| 自己啓発等休業 | 1人 | 1人 |
| 配偶者同行休業 | 0人 | 0人 |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日) 分限処分とは、勤務実績がよくない場合などに、公務能率の維持及び適正な 運営の確保を目的として行う不利益処分(降任、免職及び休職)のことです。

| 区分 | 降任 | 免 職 | 休職 | 合 計 |
|----------------|----|-----|-----|-----|
| 勤務実績が良くない場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 0人 | 0人 | 11人 | 11人 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 廃職又は過員となった場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(2) 職員の懲戒処分の状況(令和6年4月1日~令和7年3月31日) 懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の 維持を図ることを目的として行う職員の不利益処分(免職、停職、減給及び戒告) のことです。

| 区 分 | 免 職 | 停 職 | 減給 | 戒告 | 合 計 |
|-----------|-----|-----|----|----|-----|
| 一般服務関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 公金官物取扱関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 公務外非行関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 道路交通法違反関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 監督責任関係 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

【用語解説】

免職:職員の身分を失わせる処分です。

停職:職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は無給となります。

減給:一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

戒告:職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

7 職員の服務の状況

- (1) 服務規律遵守に関する取組み(令和6年度)
 - ① 衆議院議員総選挙及び兵庫県知事選挙における服務規律の確保について (令和6年10月11日付け総務企画部長通知)
 - ② 綱紀の粛正等について(令和6年12月25日付け総務企画部長通知)
 - ③ 市長選挙及び市議会議員補欠選挙における服務規律の確保について (令和7年1月7日付け総務企画部長通知)
- (2) 営利企業従事許可に関する状況(令和6年度)

| 営利企業等の従事の内容 | 許可件数 |
|---|------|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合 | 0件 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合 | 3件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (注1) | 44件 |

(注) 内訳は、統計調査調査員・指導員(27件)、スポーツ推進員(2件)、子ども・子育て会議委員(1件) 農業共済連絡員(1件)、その他(13件)です。

8 職員の退職管理の状況

- (1) 職員の退職管理制度の概要(令和7年4月1日現在) 平成26年5月14日に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から地方公務員の 退職管理の適正を確保するための制度が設けられました。
 - ① 管理職であった職員が退職後、営利企業等に再就職した場合、市長に再就職の 状況を届け出ることを義務付ける。
 - ② 営利企業等に再就職した元職員が、現職の職員に対して契約等事務に関する働きかけを原則禁止する。
 - ③ 現職の職員が、営利企業等に再就職した職員から契約等事務に関して働きかけされた場合、市長へ届出ることを義務化する。
- (2) 退職者(※1)の再就職状況の概要(令和6年4月1日~令和7年3月31日退職者)

| | | 市に再就職 | | 市以外に再就職 | | | | 届出 | |
|-------------------------|-----|----------|-------------------|------------------|-----------------------------|-----|----|----------------|----|
| | 再任用 | て 切他 (作用 | 国、地 方公共 団体等 | 地方独 立行政 法人 | 市が出資する 公社等 (※ 2) | その他 | 小計 | なし (※ 3) | ## |
| 全体 | 5 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 6 | 13 |
| うち課長級以上 の退職者(※ 4) | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1 | 7 |

- (注) 1 臨時的に任用された職員、条件附採用期間中の職員及び非常勤職員の退職者を除く。
 - 2 市が出資等を行う法人で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年 法律第50号)第2条による市職員の派遣が認められている法人、市長が代表者に就任している法人及 び市が25%以上出資等している法人。
 - 3 届出の義務がない場合、再就職していない場合、雇用形態が日々雇用である場合又は営利企業以外 の法人その他の地位に就いた場合で年間の報酬額が103万円以下である場合
 - 4 退職時の職位が課長級以上の職員。ただし、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公 務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合の場合は除く。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況(令和6年度)

| | | 区 | 受講者数 |
|--|-------------|---|------|
| | 階層別研修 | 新任職員研修 | 19人 |
| | | 経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課 | 1人 |
| | | 兵庫県まちづくり部営繕課 | 1人 |
| | 派遣研修 | 兵庫県淡路県民局地域振興部洲本土地改良事務所 | 2人 |
| 市 | | 兵庫県淡路県民局県民躍動室 | 3人 |
| 単 | | 一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団) | 1人 |
| 独 | | 人権研修(対象者:非常勤職員等含む。) | 639人 |
| 研修 | | 交通安全研修(日常点検研修・オンライン研修) | 369人 |
| 修 | | メンタルヘルス研修(オンライン) | 556人 |
| | その他研修 | 接遇講師養成研修 | 6人 |
| | | ゲートキーパー研修 | 19人 |
| | | PC研修(保育所職員対象) | 26人 |
| | | 震災継承研修(神戸市主催) | 5人 |
| | 淡路広域行政主催 | 淡路 3 市合同新任職員研修 | 11人 |
| 淡 | 路島定住自立圏形成研修 | DX理解研修 | 9人 |
| | | 市町職員第1部研修 | 4人 |
| | | 市町職員第2部研修 | 5人 |
| | | 監督職研修 | 10人 |
| 力 | 兵庫県自治研修所主催 | 管理職研修(課長級) | 7人 |
| | | クレーム対応、ファシリテーション、女性リーダー育成、説明力向 上、地域活性化、広報力・発信力向上、データ利活用の基礎 | 13人 |
| | 市町村振興協会主催 | Word, Excel, PowerPoint, Access | 9人 |
| ナッジ等を活用した政策イノベーション、デザイン思考を活用した 市町村アカデミー等主催 たな行政課題の解決方法、関係人口の創出・拡大、行動経済学〜サ ジを中心として〜 | | 6人 | |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金(令和6年度)

| 区 分 | 市町村職員共済、公立学校共済の合計 |
|----------|-------------------|
| 金額 | 556, 311千円 |
| 1人当たり負担額 | 1, 149, 403円 |

⁽注) 上記の負担額は、全会計の決算額を、対象職員数484人で除した額です。

(2) 職員互助会負担金(令和6年度)

| 金額 | 3,804千円 |
|----------|---------|
| 1人当たり負担額 | 8,077円 |

⁽注)上記の負担額は、全会計の決算額を、対象職員数471人で除した額です。

(3) 退職手当組合負担金(令和6年度)

| 金額 | 363,766千円 |
|----------|-----------|
| 1人当たり負担額 | 778, 941円 |

⁽注)上記の負担額は、全会計の決算額を、対象職員数467人で除した額です。

(4) 職員健康診断等の実施状況 (令和6年度)

| 区 分 | 受 診 者 数 | | |
|----------|---------|--|--|
| 定期健康診断 | 246人 | | |
| 人間ドック | 282人 | | |
| 脳ドック | 51人 | | |
| ストレスチェック | 474人 | | |

(5) 公務災害等の発生状況 (令和6年度)

| 申 | 請 | 認定 | 不 認 定 | 継続審議 |
|---------|----|----|-------|------|
| 公 務 災 害 | 3件 | 3件 | 0件 | 0件 |
| 通勤災害 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

⁽注) 地方公務員災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤上の災害を受けた場合に、その災害によって 生じた身体的損害に対し補償するものです。本市は地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入し、同支部 が公務災害補償制度の実施を行っています。